

平成15年度から実施されます

障害者福祉サービス支援費制度

支援費制度とは

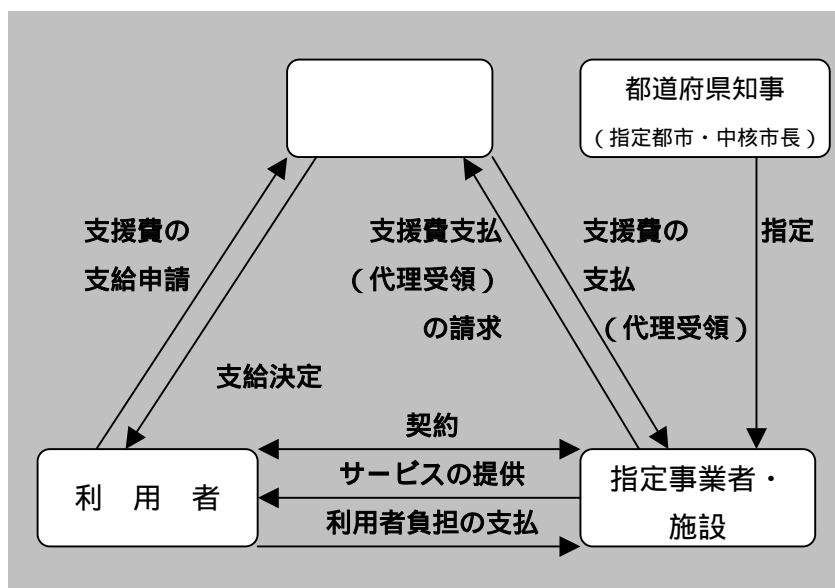
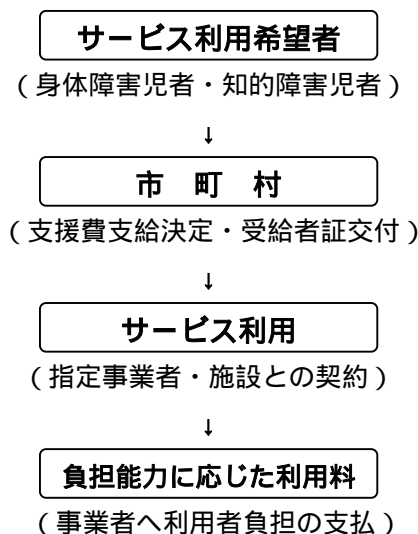
社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者（身体・知的障害児者）福祉サービスが現行の措置制度から、利用者の立場に立った新たなサービスの利用の仕組みへと変わります。その新しい仕組みが「支援費制度」です。

支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを提供する仕組みです。

生活支援員は、判断能力が十分でない利用者が福祉サービスを選択し契約する際に、自己決定できるようお手伝いする役割をもっています。

支援費制度が実施されると、その役割はますます重要となります。

支援費制度の仕組み



対象となるサービス

○ 在宅サービス（居宅生活支援費）

身体障害者	知的障害者	障害児
居宅介護等事業 （ホームヘルプ）	居宅介護等事業 （ホームヘルプ）	居宅介護等事業 （ホームヘルプ）
デイサービス事業	デイサービス事業	デイサービス事業
短期入所事業 （ショートステイ）	短期入所事業 （ショートステイ）	短期入所事業 （ショートステイ）
	地域生活援助事業 （グループホーム）	

○ 施設サービス（施設訓練等支援費）

身体障害者	知的障害者
更生施設	更生施設
療護施設	通勤寮
授産施設 （政令で定める施設）	授産施設 （政令で定める施設）
	国立コロニー

国、都道府県、市町村、事業者の役割

国	制度全体の枠組みを示し、制度が円滑に行えるよう都道府県および市町村への支援を行います。
都道府県	市町村において制度が円滑に行えるよう必要な支援を行うとともに、事業者・施設の指定および指導・監督を行います。
市町村	地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費の支給決定等を行います。
事業者	利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することに努めます。

苦情等への対応

苦情解決の基本

サービス利用に関する苦情は、事業者・施設と利用者間で解決することが基本です。

事業者・施設における苦情解決等の仕組みの整備

事業者・施設においては、福祉サービスに対する苦情や意見をくみ上げ、サービスの改善を図る観点から、十分な情報の提供を行うように努め、サービスの自己評価、第三者が加わった施設内における苦情解決等の仕組みの整備が求められます。

重要事項の書面の交付

事業者・施設は、社会福祉法に基づき、利用契約の申し込みがあった時は、その契約の内容等について十分な説明を行うとともに、利用契約成立時は、利用者に対し、重要事項を記載した書面を交付しなければなりません。

サービス利用に必要な情報の提供

都道府県、市町村は、日ごろから、障害者や障害児の保護者が、事業者・施設に関する情報を含めサービスの利用に必要な情報を、容易に得られるようにする必要があります。

市町村の役割

市町村は、住民に最も身近な行政機関であり、障害者の援護の実施者として、サービス利用に関する苦情、相談に応じることが求められます。

運営適正化委員会（県社協に設置）の役割

事業者・施設段階で解決できない苦情については、都道府県社会福祉協議会に設けられた運営適正化委員会により適切に解決を図る方法があります。



← 新潟県福祉サービス
運営適正化委員会
パンフレット

福祉サービスに対する苦情解決のお手伝いも、生活支援員の重要な仕事です。

利用者の理解と援助の視点

「新生活での不安」……知的障害者 50代 男性

Kさんは知的障害と精神障害をあわせもっています。これまで授産施設に通所しながら自宅で母親と暮らしていましたが、母親が施設へ入所したため、Kさんもグループホームへ入居することになりました。グループホームでの新生活が始まりましたが、生活面や金銭管理等に第三者の支援が必要な状況でした。Kさんは、預金通帳や証書類を自分で保管することに不安をもち、金融機関の貸金庫を借りようとしたのですが、障害を理由に保証人をつけるよう言われ、利用できませんでした。これをきっかけに、授産施設の職員から社会福祉協議会へ相談がありました。

基幹的社会福祉協議会の専門員が本人を訪問し、事業の説明を行ったところ、利用について積極的な意向を示したため、契約を交わしました。

月1回生活支援員が訪問したときに様々な相談をし、書類等預かりサービスを利用することで、Kさんは安心して生活されています。

(プライバシー保護のため一部加筆してあります。)

< 知的障害者の理解 >

知的障害者には、精神障害もあわせもつ方が少なくありません。精神障害とまではいなくても、社会で傷つき疲れている場合があります。

個人差はありますが、知的障害者の多くは特殊学級や養護学校に通っています。また普通学級に在籍していても、競争試験により進学する者はわずかで、「相対評価」の機会は限られています。多くの場合、本人にとっての努力や成果が評価される「絶対評価」の経験をより多くもっています。

そのため、就職を含め様々な社会参加を実現している人ほど「相対評価」が当たり前のようになっている社会から傷つけられている可能性があります。そのようなつらい思いに十分耳を傾けることが重要です。



< 知的障害者への援助の視点 >

1 会話ではなるべく具体的な事柄を取り上げる

生活状況をより正確に把握し、生活上のニーズを適切に支援しなければならない生活支援員であればこそ、より具体的に尋ねることが必要です。例えば、「食事はどうしていますか」よりも「今朝は何を食べましたか、誰が作りましたか」の方がわか

りやすいと言えます。

2 成人として接する

知的能力が仮に小学生と同等であったとしても、成人として接することが重要です。本人に理解しやすい説明をすることは当然ですが、このことと幼子に接するようになることは全く異なります。

成人となっても施設の職員などから「ちゃん」「君」づけで呼ばれたり、愛称で呼ばれる人がいますが、生活支援員には「○○さん」と呼び、あえて成人であることを意識した関わりが求められます。利用者の中には、慣れない呼ばれ方に違和感がある方がいると思いますが、呼称一つでも、成人としての関係が成立することで、この事業の大きな目的である本人の自立を援助することにつながります。

3 一定の距離を保った関係をつくる

知的障害者の中には、日常生活という身近な場面の支援者であるがゆえに生活支援員を家族同様に思い、身内同様の要求をすることがあります。たとえば、「一緒に買物に行こう」「乗ってきた車に乗せてほしい」といった、実現が比較的困難でないと思われる要求をすることがあります。

もちろん、このような要求を実現することは生活支援員の役割ではなく、できないことを、きちんと伝えることが重要です。「今度ね」「考えておきます」といった生活支援員個人の判断で可能と受け取られるような返事は禁物です。専門員と相談し、他の関係機関を紹介することも考えられます。そのようなときには「専門員に相談して次回訪問するときにお返事します」という具合に、本人が見通しをもてるような答えが適切です。

また、異性を意識して接触を求められることがあります。不自然な身体接触を求められたときには、きちんと拒否することがそれ以後の関係を保つためには重要です。

4 障害者自身の意思を確認する

生活支援員の価値観や社会的常識で説得や説教をすることは禁物です。もし、要求の内容によって修正が必要なときには、専門員と相談し適切な方法で説明することを検討します。

内容によっては生活支援員が説明するよりも、施設職員や福祉事務所のケースワーカーなどの応援を求めることが適当な場合があります。また、説明をしているつもりでも、つい望まれる姿を押しつけてしまうことが多々ありますので注意が必要です。

まずは、たとえ表明の仕方が稚拙であったとしても、本人の声を十分に聴き取ろうとする姿勢を示すことが重要です。



代行と代理の違いについて

基本的な援助の方法について、再確認しておきましょう。

1 福祉サービス利用援助

代行.....本人が作成した介護保険法の要介護認定の申請書を市町村に届けたり、医療機関に本人から預かった現金を持参して医療費の支払をしたりします。

代理.....社会福祉協議会が、介護サービス利用契約の締結や、契約書に指定された預金口座の払戻などを代理人として行うことです。

2 日常的金銭管理サービス

代行.....利用者本人が作成した書類を金融機関に届けることを代行といいます。
具体的には、次のように行います。

< 代行の具体例 >

【金融機関での手続きの代行】

- 利用者が作成した利用者名義の払戻請求書と通帳を金融機関に持参し、払戻を受ける
- 利用者が作成した利用者名義の公共料金等の振込依頼書と現金を金融機関に持参し、振込を行う

【福祉サービスの利用料の支払手続きの代行】

- 介護サービス事業者や医療機関に現金を持参して、利用料を支払うなど

！ポイント！ 代行の場合の書類は、必ず利用者に書いてもらいましょう。

代理.....代理権の有無や、代理権がある場合の範囲については、契約書に定められています。具体的には、次のように行います。

< 代理の具体例 >

- 金融機関の払戻請求書に、利用者の代理人○○市社会福祉協議会会長と記し、代表印（会長印）を押印して払戻の請求をする
- 金融機関に対する振込依頼書に、利用者の代理人○○市社会福祉協議会会長と記し、振込の依頼をする など

！ポイント！ 契約書に代理権がない場合、この方法は使えません。

援助の方法で不明な点があるときは、すぐに専門員にお尋ねください。

新潟県地域福祉権利擁護事業 利用状況

(平成11年10月1日～平成13年11月末日)

基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

(単位:人)

区分 社協名	相談 継続	契約 締結	相談 終了	計
新発田市	3	1		4
村上市		2		2
豊栄市	1	2	1	4
安田町				0
京ヶ瀬村				0
水原町	1		1	2
笹神村			2	2
豊浦町				0
聖籠町				0
加治川村				0
紫雲寺町	1			1
中条町				0
黒川村				0
関川村				0
荒川村				0
神林村	1			1
朝日村				0
山北町				0
粟島浦村				0
計	7	5	4	16
新潟市	6	10	6	22
新津市		1	3	4
五泉市		2		2
両津市			1	1
白根市		1		1
小須戸町	1			1
村松町				0
横越町				0
亀田町	1	1	1	3
津川町				0
鹿瀬町				0
上川村		1		1
三川村				0
相川町		1		1
佐和田町		1		1
金井町				0
新穂村				0
畑野町		1	1	2
真野町				0
計	7	5	4	16
区分 社協名	相談 継続	契約 締結	相談 終了	計
小木町				0
羽茂町				0
赤泊村				0
計	8	19	12	39
三条市	3	2	2	7
加茂市				0
見附市	1	1		2
燕市	1		1	2
岩室村				0
弥彦村		2		2
分水町		1	1	2
吉田町	3	2		5
巻町				0
西川町			1	1
味方村			1	1
潟東村				0
月潟村				0
中之口村				0
田上町				0
下田村				0
栄町				0
中之島町				0
計	8	8	6	22
長岡市	4	10	8	22
柏崎市	1	1	3	5
小千谷市				0
十日町市	3	2	1	6
栃尾市		2		2
越路町		2		2
三島町				0
与板町				0
和島村				0
出雲崎町			1	1
寺泊町				0
山古志村				0
川口町				0
堀之内町				0
小出町	1	5	1	7
湯之谷村			1	1
計	11	23	18	52
上越市	4	8	15	27
系魚川市	1	1		2
新井市				0
安塚町				0
浦川原村				0
松代町				0
松之山町				0
大島村				0
牧村				0
柿崎町		1	1	2
大潟町				0
頸城村				0
吉川町				0
妙高高原町				0
中郷村				0
妙高村				0
板倉町				0
清里村				0
三和村				0
名立町				0
能生町				0
青海町				0
計	5	10	16	31
合計	39	65	56	160

相談継続...契約に向け専門員が対応している人数。

契約締結...契約を締結した人数。

相談終了...契約に至らず、専門員による対応を終えた人数。

	最 近 の 動 き	
--	-----------	--

平成 13 年度 生活支援員研修会を開催しました

11月下旬に新潟、長岡、上越、佐渡の4会場で研修会を開催しました。今回、実際に活動している生活支援員からご報告をいただきましたが、生活支援員のみなさんに大変好評だったようです。アンケートを見ると、実際の活動を聞き、不安、期待、感心などいろいろと感じ、考えられた様子がうかがえました。今後もこのような研修内容を取り入れていきたいと考えています。

今回、残念ながら欠席された生活支援員にも地元社協を通じて資料をお送りしていますので、目を通していただければ幸いです。

『生活支援員の手引き』について

毎回、生活支援員研修会では『生活支援員の手引き』をお持ちいただきます。今回の研修会にあたり、紛失したため送って欲しいという方が多く見受けられました。『手引き』には、生活支援員活動を行うために必要な事柄が盛り込まれています。研修会で用いるだけでなく、実際の援助でも大変役立つものです。いつでもすぐ読めるようにしておくことをお勧めします。

平成 13 年度生活支援員活動実践者研修会が開催されました

12月6日に全国社会福祉協議会において、実働している生活支援員を対象とした研修会が初めて開催されました。新潟県では、5カ所の基幹的社協から各1人参加していただきました。他県的生活支援員との交流は初めてでしたが、みなさん積極的に参加され、様々な刺激を受けたようです。

地域福祉権利擁護センターのホームページを新しくしました

インターネットができる環境をお持ちの方は、ぜひご覧ください。

<http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/>



新潟県地域福祉権利擁護センター（新潟県社会福祉協議会内）

〒950-8575 新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

電 話：025-281-5584 FAX：025-282-0548

E-mail：kenriyugo@fukushiniigata.or.jp

ホームページ：http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/

